



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第109号 令和元年10月29日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
468	令和元年度徳島県一般会計補正予算（第2号）及び令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第2号）の要領を公表する件	財政課

【収用委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	収用及び使用の裁決手続の開始を決定した件	
2	同	
3	同	
4	同	
5	収用の裁決手続の開始を決定した件	
6	収用及び使用の裁決手続の開始を決定した件	
7	同	
8	同	
9	同	
10	同	
11	同	

【収用委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
1 2	同		
1 3	同		
1 4	同		
1 5		収用の裁決手続の開始を決定した件	
1 6		収用及び使用の裁決手続の開始を決定した件	
1 7	同		
1 8	同		
1 9	同		
2 0	同		
2 1	同		
2 2	同		
2 3		収用の裁決手続の開始を決定した件	
2 4		収用及び使用の裁決手続の開始を決定した件	
2 5	同		
2 6	同		

徳島県告示第四百六十八号

地方自治法□昭和二十二年法律第六十七号□第二百十九条第二項の規定により、令和元年十月十一日徳島県議会の議決を経た令和元年度徳島県一般会計補正予算□第二号□及び令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算□第二号□の要領を次のとおり公表する。

令和元年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

□□次のとおり□は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。□

徳島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番一四	原野	一四二 平方メートル	不明
七番二五	原野	五二五 平方メートル	不明
		決定した土地の面積	
		三七・〇三 平方メートル	六三・二七 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番一四	原野	一四二 平方メートル	不明
七番二五	原野	五二五 平方メートル	不明
		決定した土地の面積	
		〇・八九 平方メートル	五・〇二 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり

- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
地役権

- 大野原桑畑用水協議会 会長 七條 宜浩
- 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二
- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等
共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 貞藏 法定相続人
右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一
櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一
笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四
法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号
法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号
法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五
法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号
法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一

笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号
法定相続分百分の一

笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三

池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三

笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一

中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号

法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中面 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中面 久 大阪府松原市天美西一丁目一七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号 デイアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番四四	畑	七九三 平方メートル	不明
決定した土地の面積			
二・二六 平方メートル			

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番四四	畑	七九三 平方メートル	不明
決定した土地の面積			
一・五九 平方メートル			

- 五 土地所有者の氏名、住所等
辻 里美 徳島県阿南市上中町南島八一一番地
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番四四 又は 七番一四	不明 ただし 七番四四は畑 又は 七番一四は原野	不明 ただし 七番四四は七九三 平方メートル 又は 七番一四は一四二 平方メートル	不明
		決定した土地の面積 六・八五 平方メートル	

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番四四 又は 七番一四	不明 ただし 七番四四は畑 又は 七番一四は原野	不明 ただし 七番四四は七九三 平方メートル 又は 七番一四は一四二 平方メートル	不明
		決定した土地の面積 一・四〇 平方メートル	

- 五 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番四四の土地所有者

辻 里美 徳島県阿南市上中町南島八一番地

又は、七番一四の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人(亡) 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人(亡) 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人(亡) 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号

法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号

法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号

法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一

法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号

法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号

法定相続分二十分の一

笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号

法定相続分百分の一

笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地

法定相続分二百分の三

池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番二二	畑	七九三 平方メートル	不明
七番二三	畑	七九三 平方メートル	不明
決定した土地の面積			
		七〇・七〇 平方メートル	二〇六・〇八 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番二二	畑	七九三 平方メートル	不明
七番二三	畑	七九三 平方メートル	不明
決定した土地の面積			
		六・八四 平方メートル	七・八五 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
(亡) 原田智弘 相続人
原田 裕久 徳島県阿南市下大野町渡り上り一一一番地
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
不明 ただし 七番一二 又は 七番一四	不明 ただし 七番一二は畑 又は 七番一四は原野	不明 ただし 七番一二は七九三 平方メートル 又は 七番一四は一四二 平方メートル	不明	二五・二二 平方メートル
不明 ただし 七番一三 又は 七番一四	不明 ただし 七番一三は畑 又は 七番一四は原野	不明 ただし 七番一三は七九三 平方メートル 又は 七番一四は一四二 平方メートル	不明	三六・八九 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番一二及び七番一三の土地登記記録名義人（亡）原田智弘 相続人

原田 裕久 徳島県阿南市下大野町渡り上り一一一番地

又は、七番一四の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 貞藏 法定相続人
右記のうち、判明している相続人

櫻井 トラノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一
櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号
法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一
笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四
法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号
法定相続分十五分の一
永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号

法定相続分二十五分の一
笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一
笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一
笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号
法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号

法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三

池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地

法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一

久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中面 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中面 久 大阪府松原市天美西一丁目一番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番一四二	畑	二九七 平方メートル	不明	二九一・一六 平方メートル
決定した土地の面積				

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番一四二	畑	二九七 平方メートル	不明	一三・六八 平方メートル
決定した土地の面積				

- 五 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、土地登記記録名義人（亡）清原 政太郎 法定相続人

法定相続分三十分の一

谷口 富志子 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分三十分の一

森 博子 香川県高松市郷東町五八七番地五二

法定相続分三十分の一

谷口 早苗 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分六十分の一
亀岡 一郎 徳島県徳島市勝占町外敷地一六番地の二〇
第一七柴田マンション六〇一号室
法定相続分六十分の一
亀岡 史子 徳島県小松島市中田町字奥林八番地の九
法定相続分十八分の一
清原 喜美代 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地
法定相続分十八分の一
清原 和夫 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地
法定相続分十八分の一
佐藤 恵美 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚二七一番地
法定相続分十二分の一
清原 ひとみ 兵庫県伊丹市荒牧五丁目一三番八―三〇二号
法定相続分十二分の一
清原 宜浩 大阪府豊能郡能勢町森上一八七番地の一七
法定相続分七十二分の一
新居 久子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地
法定相続分百四十四分の一
新居 善一 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地
法定相続分百四十四分の一
北村 洋子 大阪府河内長野市清見台二丁目一七番一二号
法定相続分七十二分の一
定作 欽治 徳島県徳島市南田宮四丁目四番三三号
法定相続分七十二分の一
定作 俊英 徳島県板野郡上板町神宅字堂床三一番地二七
法定相続分三十六分の一
新居 俊彦 徳島県板野郡北島町鯛浜字原一六六番地六
法定相続分三十六分の一
久保 モトエ 徳島県阿南市十八女町宮ノ前一三二番地
法定相続分七十二分の一
新居 直子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字寺ノ岡三二番地三
法定相続分七十二分の一
竹藤 悦子 広島県呉市焼山宮ヶ迫二丁目二四番四号
法定相続分三十六分の一
新居 春雄 愛媛県松山市松末二丁目六番四号
法定相続分十八分の一
田中 啓美 徳島県阿南市新野町馬場四二番地四
法定相続分十八分の一
笠原 政子 香川県高松市川島東町二二三九番地二六
法定相続分十八分の一

戸田 正三 徳島県阿南市桑野町山路五七番地

法定相続分二十四分の一

高橋 昇 大阪府高槻市松が丘四丁目三三番二号

法定相続分二十四分の一

高橋 房江 大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目四番五―九〇一号

法定相続分二十四分の一

大津 花子 東京都台東区鳥越一丁目二番五号 U c o u r t 新御徒町六〇二

法定相続分二十四分の一

垂見 芳子 大阪府大阪市鶴見区諸口二丁目五番五―五〇二号

法定相続分三十分の一

松下 正子 愛媛県松山市吉藤四丁目一番一五号

又は、

服部 弘 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二

徳島県収用委員会告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番一四二 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四二は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四二は二九七 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 一八・七八 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番一四二 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四二は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四二は二九七 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 三・四六 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番一四二の土地登記記録名義人(亡) 清原 政太郎 法定相続人

法定相続分三十分の一

谷口 富志子 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分三十分の一

森 博子 香川県高松市郷東町五八七番地五二

法定相続分三十分の一

谷口 早苗 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分六十分の一

亀岡 一郎 徳島県徳島市勝占町外敷地一六番地の二〇

第一七柴田マンション六〇一号室

法定相続分六十分の一

亀岡 史子 徳島県小松島市中田町字奥林八番地の九

法定相続分十八分の一

清原 喜美代 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地

法定相続分十八分の一

清原 和夫 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地

法定相続分十八分の一

佐藤 恵美 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚二七一番地

法定相続分十二分の一

清原 ひとみ 兵庫県伊丹市荒牧五丁目一三番八―三〇二号

法定相続分十二分の一

清原 宜浩 大阪府豊能郡能勢町森上一八七番地の一七

法定相続分七十二分の一

新居 久子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地

法定相続分百四十四分の一

新居 善一 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地

法定相続分百四十四分の一

北村 洋子 大阪府河内長野市清見台二丁目一七番一二号

法定相続分七十二分の一

定作 欽治 徳島県徳島市南田宮四丁目四番三三号

法定相続分七十二分の一

定作 俊英 徳島県板野郡上板町神宅字堂床三一番地二七

法定相続分三十六分の一

新居 俊彦 徳島県板野郡北島町鯛浜字原一六六番地六

法定相続分三十六分の一

久保 モトエ 徳島県阿南市十八女町宮ノ前一三二番地

法定相続分七十二分の一

新居 直子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字寺ノ岡三二番地三

法定相続分七十二分の一

竹藤 悦子 広島県呉市焼山宮ヶ迫二丁目二四番四号

法定相続分三十六分の一

新居 春雄 愛媛県松山市松末二丁目六番四号

法定相続分十八分の一

田中 啓美 徳島県阿南市新野町馬場四二番地四

法定相続分十八分の一

笠原 政子 香川県高松市川島東町二一三九番地二六

法定相続分十八分の一

戸田 正三 徳島県阿南市桑野町山路五七番地

法定相続分二十四分の一

高橋 昇 大阪府高槻市松が丘四丁目三三番二号

法定相続分二十四分の一

高橋 房江 大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目四番五―九〇一号

法定相続分二十四分の一

大津 花子 東京都台東区鳥越一丁目二二番五号 U c o u r t 新御徒町六〇二

法定相続分二十四分の一

垂見 芳子 大阪府大阪市鶴見区諸口二丁目五番五―五〇二号

法定相続分三十分の一

松下 正子 愛媛県松山市吉藤四丁目一番一五号

又は、

服部 弘 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トラノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号
法定相続分十五分の一
永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号
法定相続分二十五分の一
笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一
駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一
笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五
法定相続分十分の一
笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号
法定相続分二十分の一
山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の一
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の一
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二二三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一―番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号 デイアステージ富士
法定相続分九十分の一

永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地二サンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一

永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一

良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三

松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三

井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三

井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

七番一四三	地番	地目		不明	六〇・八七 平方メートル
	畑	土地登記簿上の地積	実測地積		
		三六三 平方メートル			

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
- 所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

七番一四三	地番	地目		不明	一七・七四 平方メートル
	畑	土地登記簿上の地積	実測地積		
		三六三 平方メートル			

- 五 土地所有者の氏名、住所等
大宮 敏彦 徳島県阿南市上中町南島一五一番地
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番一四三 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四三は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四三は三六三 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 〇・四三 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番一四三 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四三は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四三は三六三 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 二・三二 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番一四三の土地所有者

大宮 敏彦 徳島県阿南市上中町南島一五一番地

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人(亡) 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人(亡) 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人(亡) 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号

法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号

法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号

法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一一番地一

法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号

法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号

法定相続分二十分の一

笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号

法定相続分百分の一

笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地

法定相続分二百分の三

池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号 デイアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長

松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番一四四	畑	二九四 平方メートル	不明	四二・一六 平方メートル
決定した土地の面積				

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番一四四	畑	二九四 平方メートル	不明	一四・七八 平方メートル
決定した土地の面積				

- 五 土地所有者の氏名、住所等
岡久 一憲 徳島県阿南市長生町諏訪ノ端一三番地一
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番一四四 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四四は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四四は二九四 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 二七・三二二 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番一四四 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四四は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四四は二九四 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 一・三七 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番一四四の土地所有者

岡久 一憲 徳島県阿南市長生町諏訪ノ端一三番地一

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人(亡) 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人(亡) 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人(亡) 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号

法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号

法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号

法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一

法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号

法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号

法定相続分二十分の一

笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号

法定相続分百分の一

笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地

法定相続分二百分の三

池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号 デイアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番二二	畑	九〇九 平方メートル	不明
八番四五	田	一、二四六 平方メートル	不明
		決定した土地の面積	
七番二二	畑	四七〇・一九 平方メートル	
八番四五	田	八四〇・六九 平方メートル	

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番二二	畑	九〇九 平方メートル	不明
八番四五	田	一、二四六 平方メートル	不明
		決定した土地の面積	
七番二二	畑	三八・四五 平方メートル	
八番四五	田	四一・八七 平方メートル	

- 五 土地所有者の氏名、住所等
服部 芳文 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
八番四五	田	一、二四六 平方メートル	不明	八・三四 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
八番四五	田	一、二四六 平方メートル	不明	〇・四二 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
不明 ただし、
服部 芳文 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二
又は、
田村 武 徳島県阿南市下大野町渡り上り一〇七番地一
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
不明 ただし 七番二二 又は 七番二五	不明 ただし 七番二二は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番二二は九〇九 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	三二・八一 平方メートル
不明 ただし 八番四五 又は 七番二五	不明 ただし 八番四五は田 又は 七番二五は原野	不明 ただし 八番四五は一、二四六 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	二〇・八二 平方メートル

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
不明 ただし 八番四五 又は 七番二五	不明 ただし 八番四五は田 又は 七番二五は原野	不明 ただし 八番四五は一、二四六 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	四・八九 平方メートル
不明 ただし 八番四五 又は 七番二五	不明 ただし 八番四五は田 又は 七番二五は原野	不明 ただし 八番四五は一、二四六 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	四・八九 平方メートル

五 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、八番四五の土地所有者

服部 芳文 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人（亡） 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トラノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人（亡） 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人（亡） 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号

法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号

法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号

法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一一番地一

法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一―一番二〇号

法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号 ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
不明 ただし 八番四五 又は 七番二五	不明 ただし 八番四五は田 又は 七番二五は原野	不明 ただし 八番四五は一、二四六 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	〇・七八 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、八番四五の土地登記記録名義人

服部 芳文 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二

又は、

田村 武 徳島県阿南市下大野町渡り上り一〇七番地一

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トラノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 半平 法定相続人
法定相続分二分の一
櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号
法定相続分二分の一
櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 笠井 喜太郎 法定相続人
法定相続分十五分の一
笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四
法定相続分十五分の一
佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号
法定相続分十五分の一
永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号
法定相続分二十五分の一
笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一
駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一
笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五
法定相続分十分の一
笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分二十分の一
山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二三号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一

中面 弘惠 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中面 久 大阪府松原市天美西一丁目一番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊惠 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地二サンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長

松 尾 泰 三

一 起業者の名称 国土交通大臣
二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南

市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番九〇	畑	九一二 平方メートル	不明	決定した土地の面積 四二四・八二 平方メートル

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番九〇	畑	九一二 平方メートル	不明	決定した土地の面積 三八・〇三 平方メートル

五 土地所有者の氏名、住所等

東 栄子 徳島県阿南市上中町南島一五三番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番九〇 又は 七番二五	不明 ただし 七番九〇は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番九〇は九一二 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 二六・三六 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番九〇 又は 七番二五	不明 ただし 七番九〇は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番九〇は九一二 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 〇・一七 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番九〇の土地所有者

東 栄子 徳島県阿南市上中町南島一五三番地

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人(亡) 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人(亡) 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人(亡) 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号

法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号

法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号

法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一

法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号

法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号

法定相続分二十分の一

笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号

法定相続分百分の一

笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地

法定相続分二百分の三

池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長

松 尾 泰 三

一 起業者の名称 国土交通大臣
二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南

市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番九一	畑	九一二 平方メートル	不明
決定した土地の面積			
四〇一・九一 平方メートル			

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番九一	畑	九一二 平方メートル	不明
決定した土地の面積			
二八・八〇 平方メートル			

五 土地所有者の氏名、住所等

清原 繁彰 徳島県阿南市下大野町松ノ本一番地四

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番九一 又は 七番二五	不明 ただし 七番九一は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番九一は九一二 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 〇・六四 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 七番九一 又は 七番二五	不明 ただし 七番九一は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番九一は九一二 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 一・三六 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番九一の土地所有者

清原 繁彰 徳島県阿南市下大野町松ノ本一番地四

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号

法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号

法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号

法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一一番地一

法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号

法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号

法定相続分二十分の一

笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号

法定相続分百分の一

笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地

法定相続分二百分の三

池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長

松 尾 泰 三

一 起業者の名称 国土交通大臣
二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南

市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
八番四四	田	一、四三四 平方メートル	不明	決定した土地の面積 七七・二六 平方メートル

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
八番四四	田	一、四三四 平方メートル	不明	決定した土地の面積 八・三五 平方メートル

五 土地所有者の氏名、住所等

上原 洋文 徳島県阿南市下大野町渡り上り一三七番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 八番四四 又は 七番二五	不明 ただし 八番四四は田 又は 七番二五は原野	不明 ただし 八番四四は一、四三四 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 一五・四五 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 八番四四 又は 七番二五	不明 ただし 八番四四は田 又は 七番二五は原野	不明 ただし 八番四四は一、四三四 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 〇・七三 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、八番四四の土地所有者

上原 洋文 徳島県阿南市下大野町渡り上り一三七番地

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人(亡) 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人(亡) 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人(亡) 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号

法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号

法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号

法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一一番地一

法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号

法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号

法定相続分二十分の一

笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号

法定相続分百分の一

笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地

法定相続分二百分の三

池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一七番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番 八番一五三	地目 雑種地	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積 六・六一 平方メートル	実測地積 不明	
				三・四〇 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番 八番一五三	地目 雑種地	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積 六・六一 平方メートル	実測地積 不明	
				一・一五 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等
阿南市 代表者 阿南市長 岩浅 嘉仁 徳島県阿南市富岡町トノ町一二番地三
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 八番一五三 又は 七番一四	不明 ただし 八番一五三は雑種地 又は 七番一四は原野	不明 ただし 八番一五三は六・六一 平方メートル 又は 七番一四は一四二 平方メートル	不明
			決定した土地の面積 一・〇九 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、八番一五三の土地所有者

阿南市 代表者 阿南市長 岩浅 嘉仁 徳島県阿南市富岡町トノ町一二番地三

又は、七番一四の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳記載名義人（亡） 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トラノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 櫻井 半平 法定相続人
法定相続分二分の一
櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号
法定相続分二分の一
櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人（亡） 笠井 喜太郎 法定相続人
法定相続分十五分の一
笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四
法定相続分十五分の一
佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号
法定相続分十五分の一
永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号
法定相続分二十五分の一
笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一
駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一
笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五
法定相続分十分の一
笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号
法定相続分二十分の一
山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二三号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中面 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一

中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地二サンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長

松 尾 泰 三

一 起業者の名称 国土交通大臣
二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南

市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
八番四七	畑	五一五 平方メートル	不明	決定した土地の面積 三八一・八八 平方メートル

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
八番四七	畑	五一五 平方メートル	不明	決定した土地の面積 一〇・四三 平方メートル

五 土地所有者の氏名、住所等

小出 勝美 徳島県阿南市上中町南島一六五番地一

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月十五日

徳島県収用委員会告示第二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 八番四七 又は 七番一四	不明 ただし 八番四七は畑 又は 七番一四は原野	不明 ただし 八番四七は五一五 平方メートル 又は 七番一四は一四二 平方メートル	不明
		決定した土地の面積 一六・〇九 平方メートル	

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
不明 ただし 八番四七 又は 七番一四	不明 ただし 八番四七は畑 又は 七番一四は原野	不明 ただし 八番四七は五一五 平方メートル 又は 七番一四は一四二 平方メートル	不明
		決定した土地の面積 〇・四一 平方メートル	

- 五 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十月十五日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、八番四七の土地所有者

小出 勝美 徳島県阿南市上中町南島一六五番地一

又は、七番一四の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人(亡) 櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人(亡) 櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人(亡) 笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―五―三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三―六〇二号

法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一―七〇二号

法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号

法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一

法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号

法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号

法定相続分二十分の一

笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一―番二〇号

法定相続分百分の一

笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地

法定相続分二百分の三

池田 マリ子 徳島県徳島市中洲二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二三三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八―一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第二十六号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長

松 尾 泰 三

一 起業者の名称 国土交通大臣
二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事□徳島県阿南

市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで□及びこれに伴う県道付替工事

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
八番九〇	畑	土地登記簿上の地積 四九九 平方メートル	実測地積 不明
		決定した土地の面積 三四・三三 平方メートル	

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
八番九〇	畑	土地登記簿上の地積 四九九 平方メートル	実測地積 不明
		決定した土地の面積 六・四六 平方メートル	

五 土地所有者の氏名、住所等

立田 美千雄 徳島県阿南市上中町南島六三二番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

阿南信用金庫 理事長 佐竹 義治

根抵当権□平成十七年八月八日受付第六九七九号□

徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一四

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月十五日